

八王子市告示第 75 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分を、平成 24 年 4 月 1 日に指定したので告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長

石森 孝志

1 環境基準を適用する地域

八王子市の区域。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域を除く。

2 平成 10 年環境庁告示第 64 号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画法第8条第1項第1号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

なお、関係図面は、環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

(問い合わせ先)

環境部環境保全課

電話 042-620-7255 (直通)